

仙台市荒井開発事務所からのお知らせ

仙台市荒井開発事務所

1. ごあいさつ

荒井開発事務所

所長 鈴木 孝弘

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より荒井土地区画整理事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今年度の「換地処分」へ向けた作業につきまして、4月発行の「事業のお知らせ NO.4」で、第7回事業計画変更の7月認可や来年2月の換地処分の公告を目標とすることなどをご説明いたしましたが、これらについての進捗状況についてご報告いたします。

先ず、第7回事業計画変更につきましては、変更（案）の縦覧を行い、皆様からの意見書の提出はありませんでしたので、6月末に国土交通大臣に事業計画変更の認可申請を行い、7月14日付で認可を受けました。併せて7月17日付で事業計画変更の決定を行い、公告いたしました。

次に、換地計画案の策定につきましては、当初の仮換地指定から時間が経過し、また内容変更もあることから、現在までの経過や内容の確認作業に時間を要しており、作業が遅れている状況です。

作業の遅れに伴い、換地計画案の段階での権利者の皆様へのご説明の時期は、当初予定の夏から冬頃になる見通しです。換地処分の公告の時期については、今後、関係機関と調整し決定することとなりますが、同程度の遅れは避けられないものと考えております。作業が遅れ権利者の皆様にご迷惑をお掛け致しまして大変申し訳ございません。

今後の詳細につきましては、改めてご報告させていただきますが、一日も早い、事業完了に向けて努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2. 第145回土地区画整理審議会を開催しました

平成27年7月31日（金）、荒井開発事務所会議室において第145回仙台市荒井土地区画整理審議会を開催しました。

渡邊審議会々長のご挨拶の中で、去る7月19日に亡くなられた法人の審議会委員である小野リース株式会社の代表者・小野義隆氏のご冥福をお祈りして出席者一同で黙とうを捧げました。

審議会の議題は、諮問事項「保留地予定地について同意を求める件」及び報告事項①仮換地指定の軽微な変更について ②事業計画変更について ③換地計画について でした。

諮問事項につきましては、第7回事業計画変更で道路用地を宅地とした箇所を保留地予定地とすることについて同意を求めたもので、原案どおり同意するとの答申をいただきました。

報告事項の①仮換地指定の軽微な変更につきましては、所有権移転や仮換地の分割合併による変更など23件について報告し、了解をいただきました。

また、②事業計画変更については、下記**3. 第7回事業計画変更について**をご参照ください。

③換地計画については、下記**4. 換地計画案の策定状況について**をご参照ください。

その他の事項としては、下記5. から7. についてご説明いたしました。



3. 第7回事業計画変更について

仙塩広域都市計画事業 仙台市荒井土地区画整理事業の第7回事業計画の変更につきましては、事業計画変更（案）の縦覧を平成27年5月25日から6月7日までの2週間、当事務所において行いました。期間中、縦覧に合計11名の方が来所されました。

その後、事業計画変更（案）に対する意見書の提出がございませんでしたので、6月26日に国土交通大臣に事業計画変更の認可申請を行い、7月14日付で変更の認可を受けました。この認可に伴い7月17日付で事業計画変更の決定を行い、併せて公告を行いました。以上により、第7回事業計画変更についての手続きが完了しました。

なお、事業計画の図書は荒井開発事務所にて（開庁日の午前8時30分から午後5時00分まで）ご覧いただくことができます。

4. 換地計画案の策定状況について

換地計画案の策定につきましては、当初の仮換地指定から現在までの経過や内容について確認作業を進めております。この間、所有権移転や仮換地の分割、変更等があり、確認に時間を要しているところです。皆様の換地となる土地の内容や清算金等に係ることを定める換地計画案については、今年の冬頃にお知らせできるよう作業を進めてまいります。

5. 道路補修状況について

今年度地区内では、道路補修の必要な箇所について優先順位をつけて工事を行っております。

7月末までに工事が完了した主な箇所は、七郷中学校前、ヤマザワ荒井店前、荒井5号公園南西側の交差点等です。また、信号機設置を要望されている荒井郵便局前の交差点については、信号機設置まで時間を要することから道路補修後、注意喚起のため「横断者注意」の路面標示を施行しました。

6. 横断歩道の設置要望と交通規制等に関するご意見が寄せられました

平成27年5月1日付けで仙台南地区交通安全協会七郷支部長、関係町内会長、蒲町小・中学校父母教師会長の連名により、サンピア南西部交差点への東西横断歩道の設置についての要望書が市長あてに提出されました。

6月1日に仙台南警察署と現地立会いをして、蒲町小中学校への歩行者の安全を確保するため、交差点南側に横断歩道を設置する方向で検討していくことになりました。

仙台南警察署では、年度末の横断歩道設置を検討することですので、当事務所は、設置にあわせて歩道の切り下げ工事を行う予定としております。

また、地区内にお住いの方から、地下鉄東西線の開業や当地区周辺の組合土地区画整理事業の進捗にあたり、より安全・安心なまちとなるよう交通規制標識や路面標示の整備についてご意見をいただきました。当事務所においては、これまで地元要望を踏まえ、交通管理者（仙台南警察署）と協議しながら各種規制標識や路面標示を行ってまいりました。今後も交通事故防止に資するよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

7. 安全な道路の環境づくりにご協力ください

地区内の道路において、車両の乗入れのための工事を行わずに、道路の段差を解消する「乗入れブロック」や「鉄板」を道路上に設置している箇所が一部に見受けられます。

これらの行為は、歩行者や走行中の二輪車が転倒する原因となる恐れがあり、また、降雨時には道路の排水機能を低下させ、道路冠水が起こる原因となる場合もあります。

「乗入れブロック」や「鉄板」が原因で通行者が怪我をした場合は、設置した方の責任となる場合があります。

車両の乗入れのために歩道の切り下げ工事が必要な場合は、荒井開発事務所にご相談ください。

また、敷地内の樹木の枝葉等が道路に伸びている箇所など、歩行者や車両の通行に支障が出ている箇所もございますので、必要な樹木の剪定等をお願いいたします。

多くの方が安全に利用できる道路の環境づくりにご協力をお願いいたします。

《訃報》

小野義隆様におかれましては、昭和62年の仙台市荒井土地区画整理審議会発足当初から法人の審議会委員小野リース株式会社の代表として審議会にご出席されておりました。

本事業に対する御尽力に心から感謝し、謹んで哀悼の意を表します。

仙台市荒井開発事務所

荒井開発事務所からのお願い

◆ 売買したときや住所が変わったときには届出等をお願いします

- ◎ 仮換地の売買、贈与、相続等により、所有権移転登記を行った場合

→ 「所有権移転届出書」の提出をお願いいたします。

添付書類：当該土地の登記簿謄本（全部事項証明書）など

- ◎ 保留地の売買や相続をすることになった場合

→ 「権利譲渡承認申請書」「相続届」の提出が必要です。

事前にご相談ください。

添付書類：保留地売買契約書、原因証書の写し（売買契約書や遺産分割協議書など）

- ◎ 住所、氏名が変わった場合

→ 「住所・氏名変更届出書」の提出をお願いいたします。

添付書類：変更を証明する書類（住民票等）

※ 様式は当事務所に用意しております。[仙台市のホームページからもダウンロードできます。](#)

◆ 抵当権の抹消手続きをお願いいたします

- ◎ 金融機関からの融資が完済されても、抵当権抹消登記手続きを済ませないと、登記簿に抵当権が設定されたままです。抵当権の抹消手続きをお願いいたします。

◆ 「覚書締結解除報告」をお願いいたします

- ◎ 保留地を担保として金融機関から融資を受け、当事務所と融資に関する覚書を締結された方で、その融資を完済された場合には、金融機関と連名で「覚書締結解除報告」を当事務所に行ってください。

◆ 建物を建てる時や塀などを作るときには事前に許可が必要です

- ◎ 建物や工作物の新築、改築、増築、土地の区画形質の変更、移動が容易でない物件の設置、たい積行為を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づき着工前に許可申請が必要となります。



「仙台市荒井開発事務所からのお知らせ」NO. 1～5 は、仙台市のホームページでご覧いただけます。

編集
発行
問合せ

仙台市都市整備局都市開発部荒井開発事務所

〒 982-0034 仙台市若林区荒井字堀添 53-14

電話：管理係 022(287)0711 事業係 022(287)0714 Eメールアドレス：tos009250@city.sendai.jp

URL：http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/kukakuseiri/0538.html